

中国税務速報

2026年5月18日

一、「発改高技『2026』487号」2026年に租税優遇措置の適用を受ける集積回路企業・同事業及びソフトウェア企業リスト作成業務を適切に実施することに関する国家発展改革委員会等各部門の通達

本通達は複数の関係部門が連携し、中核技術分野に対する国家の戦略的支援を徹底し、租税減免政策をハイテク産業へ確実に浸透させることを目的とする。

1. 名簿制による動的管理体制の構築：2026年度適用基準を明確化し、部門横断の共同審査を通じて、企業所得税優遇措置の適用対象企業が発展的戦略の方向性に合致していることを確保する。
2. 重要な中核分野への重点支援：集積回路設計・生産設備、基盤ソフトウェア等の高付加価値分野を重点的に支援し、プロジェクトの重要性に応じて差別化した税制支援を実施する。
3. 業務全般に亘る法令遵守監視強化：「企業の自主誓約」と「事後確認」を組み合わせた運用方式を採用し、虚偽申告行為を厳正に取り締まり、国家の財政資源が実体の研究開発事業への確に投入されることを確保する。

出典：「発改高技『2026』487号 2026年に租税優遇措置の適用を受ける集積回路企業・同事業及びソフトウェア企業リスト作成業務を適切に実施することに関する国家発展改革委員会等各部門の通達」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5248840/content.html>

二、「国家税務総局公告 2026年 第8号」ビールの消費税課税に関する国家税務総局の公告

「中華人民共和国消費税暫定条例」及び同実施細則に基づき、ビールに対する消費税課税関連事項を下記のとおり公示する。

1. ビール製造企業（以下、「製造企業」という）が販売するビールについては、製造企業の出荷価格と関連販売先の対外販売価格のいずれか高い方を課税標準とし、これに基づいてビールの消費税単位税額を定める。
2. 本公告における関連販売先とは、「中華人民共和国税務徴収管理法実施細則」第51条及び「関連者申告並びに移転価格文書の管理整備に関する国家税務総局の公告」（2016年第42号）第2条の定めにより認定される法人及び個人をいう。
3. 出荷価格及び対外販売価格は、銘柄・規格ごとに算出した加重平均価格とし、計算式は以下のとおりとする。

出荷価格＝製造企業当月販売金額÷製造企業当月販売数量

対外販売価格＝すべての関連販売先当月対外販売金額合計÷全関連販売先当月対外販売数量合計

本公告は2026年4月1日より施行する。「ビールの消費税課税に関する国家税務総局の通達回答」（国税函「2002」166号）は同時に廃止する。

出典：「国家税務総局公告 2026年 第8号 ビールの消費税課税に関する国家税務総局の公告」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5248635/content.html>

三. 「国家税務総局公告 2026 年 第 9 号」消費税納税申告書の調整事項に関する国家税務総局の公告

本公告は申告内容を細分化し、白酒を中心とする主要課税品目に対する従価税・従量税併課に係る監督管理を強化し、消費税徴収管理の高度化を推進することを目的とする。

1. 白酒消費税明細書の新設：納税申告書の付表として「白酒消費税算出明細表」を追加し、事業者に対し銘柄及び規格ごとの販売額、販売数量並びに課税標準価格の認定状況を詳細に申告することを求める。
2. 課税標準価格に対する監査体制の強化：白酒製造企業の販売価格が認定価格を下回る場合の申告基準を明確化し、関連者間取引を利用し課税標準価格を不当に引き下げる租税回避行為を防止し、適正な税額徴収を確保する。
3. 電子申告の検証機能の整備：申告システムをアップグレードし、白酒の従価税と従量税を自動照合確認できる仕組みを導入し、納税者の手作業計算によるミスを低減する。新様式の申告書は 2026 年 6 月 1 日より正式に導入される。

出典：「国家税務総局公告 2026 年第 9 号 消費税納税申告書の調整事項に関する国家税務総局の公告」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5249181/content.html>